

入札説明書

この入札説明書は、令和8年3月13日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場公告第6号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 公告1の(2)関係

調達予定数量は購入を確約するものではないので留意すること。

2 公告1の(5)関係

① 納入については、畜産試験場の指示によることとし、畜産試験場の閉庁日、閉庁時間においても納入を指示することがあるので留意すること。

② 納入場所は別紙「畜産試験場プロパンガスボンベ配置図」(以下、「配置図」という。)を参照すること。

なお、納品の際は畜産試験場長の定める場内防疫対応を遵守すること。

3 公告3の(1)のE関係

申請は別紙1「一般競争入札参加資格審査申請書」によること。

4 再度入札に付しても落札者が決定しない場合は、契約事務取扱規則第28条第1項第5号の規定により、随意契約に移行する場合がある。

この場合、次のとおりとする。

① すべての入札金額(単価)が最低の価格(単価)である入札者がいる場合
当該入札者から見積書を徴する。

② すべての入札金額(単価)が最低の価格(単価)である入札者がいない場合
入札参加者のうち、入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計額)が最も少ない者から見積書を徴する。

5 入札書に記載する金額は、0.1立方メートル当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)の位まで記載することができる。

6 単価の変更

① 契約書第3条の契約単価の変更は、契約締結以降、道総研が入札を実施する際調査した0.1立方メートル当たりの市場平均価格と、その後、価格に著しい変動が生じた場合に調査した月初めの0.1立方メートル当たりの市場平均価格との差額を基として2円以上高騰又は下落したときに、その差額について協議を行うことができるものとする。

② 契約期間中に単価の変更を行った場合にあっては、当該契約変更時に道総研が調査した市場平均価格を基として、その後の月初めの市場平均価格との差額を基として2円以上高騰又は下落したときに、その差額について協議を行うことができるものとする。